

# 「第343回判例・事例研究会」

## 「形態模倣行為に対する請求主体」

日 時	令和2年6月24日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

### 1、論点

商品の、輸入業者（①）、ライセンシー（②）、独占的販売権者（③）は、形態模倣行為に対する請求主体に当たるか。

### 2、条文

#### （定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

#### （差止請求権）

#### 第三条

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

#### （損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

### 3、調査結果

#### （1）事案の内容

判例A	Xは、製造元との日本国内における独占的販売権に基づき、製造元の製造したキャディバッグを輸入するとともに、同社の許諾の下で韓国の製造業者に同キャディバッグを製造させ、日本国内で販売していた。
判例B	Xは、製造元との間で、Xに本件商品の日本国内における独占的販売権を与える旨の契約を締結し、日本において本件商品の輸入及び販売を行っていた。

## (2) 判旨 (抜粋)

ア 判例A 輸入業者 (①) (否定)、ライセンシー (②) (否定) (東京地判平成 11 年 1 月 28 日・東京高判平成 11 年 6 月 24 日)

「不正競争防止法二条一項三号所定の不正競争行為につき差止めないし損害賠償を請求することができる者は、形態模倣の対象とされた商品を、自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られるというべきである。

Xは…単に輸入業者として流通に関与し、あるいはライセンシーとして同種製品の製造の許諾を受けたものにすぎず、X自身が…開発・商品化したということができないことは、明らかである。

したがって、Xは…不正競争防止法二条一項三号に基づく差止請求権ないし損害賠償請求権の主体とはなり得るものではない。」

イ 判例B 独占的販売権者 (③) (肯定) (大阪地判平成 16 年 9 月 13 日)

「不競法 2 条 1 項 3 号は、商品化のために資金や労力を投下した者の開発利益を、当該商品の形態を模倣するという行為を競争上不正な行為とすることにより保護することを目的とするものであり、このような目的からすれば、本号の不正競争につき損害賠償を請求することができる者は、当該商品を自ら開発、商品化した者又はこれと同様の固有かつ正当な利益を有する者と解すべきである。

3 号による保護の主体の範囲を考えると、自ら資金、労力を投下して商品化した先行者は保護の主体となり得るが、そのような者のみならず、先行者から独占的な販売権を与えられている者 (独占的販売権者) のように、自己の利益を守るために、模倣による不正競争を阻止して先行者の商品形態の独占を維持することが必要であり、商品形態の独占について強い利害関係を有する者も、3 号による保護の主体となり得ると解するのが相当である。」